

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号。以下「労災保険法」という。）による休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A県B市所在のC会社D支社（以下「会社」という。）に検針員として採用され、会社E営業所に所属して、電力量計器の検針業務等に従事していた。

請求人によれば、平成〇年〇月〇日、検針業務に従事中、足を滑らせて転倒し約60cmの段差をのけぞるような姿勢で転落して足及び臀部を強打した（以下「本件事故」という。）が、そのまま検針業務を継続したという。

請求人は、本件事故から43日経過した同年〇月〇日、従前から通院していたF整形外科皮膚科医院に受診し「変形性脊椎症、更年期障害、不眠症、両足関節炎」と診断され、その後、複数の医療機関に受診、G病院においては「頭痛、頸肩腕症候群、脳脊髄液減少症」と診断された。

請求人は、本件事故が原因で脳脊髄液減少症等が発症したとして、監督署長に休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、請求人は労災保険法上の労働者には該当せず、また、請求人の傷病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却し

たので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、請求人が労災保険法上の労働者であると認められるか否かにある。また、労働者であると認められる場合、請求人に発症した脳脊髄液減少症等の傷病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人らは、検針員については、請負契約形式であっても、その実態は労働者であると考えられるところ、請求人は平成〇年〇月〇日の検針作業中に転落して臀部を強打したものであるから、このことによる請求人の傷病は業務上の事由によるものであることは明らかである旨主張しているので、以下検討する。

(2) 請求人が労災保険法上の労働者であるといえるか否かについてみる。

ア 労災保険法は、労働者について定義規定を置いていないが、同法制定の経緯等からみて、同法にいう労働者とは労働基準法(昭和22年法律第49号)第9条にいう労働者と同義であると解される。

イ 労働者性に係る判断の基準については、昭和60年に労働基準法研究会が、仕事の依頼・業務従事の指示等に対する諾否の自由の有無、業務遂行上の指揮監督の有無(業務の内容及び遂行方法に対する指揮命令の有無、拘束性の有無、代替性の有無)、報酬の労務対償性の有無などの「使用従属性」に関する判断基準と「労働者性の判断を補強する要素」を総合的に判断して決定する旨の基準を示しているところであるが、当審査会としても、その考え方は労働者性を判断するに当たって妥当であると考えるところから、これらの基準

に照らして検討することとする。

ウ 請求人は、「勤務時間は特に決まっていない。」としつつも、「おおむね午後3時頃には検針を終えるように指示されており、検針が午後3時頃までに終わりそうにない場合は営業所に連絡しなければならない。」と述べるほか、ハンディターミナルを通信システムにつなげることで検針時間などのデータが会社に届くので、勤務時間は管理されている旨述べているところ、会社は「作業時間は検針員の裁量に任せている。」「他の業務に従事することを禁じていない。」としている。この点、請求人自身も「担当範囲の件数が多いときには自らの判断で朝早く検針を始め、午前6時頃に家を出て、午後3時頃まで休憩なしで検針していた。件数が少ないときは、午前8時半から午前9時頃作業を始めて午後2時頃には終えていた。」「会社から他の仕事をしてはいけないと言われたことはなかった。」と述べている。さらに、会社は「検針員は自宅から検針作業地域に直接出向き、検針作業が終わると直接帰宅する。」としているところ、請求人は「どの日にどの現場を検針するかは年間予定表であらかじめ決まっており、担当範囲は会社があらかじめ作成したもので、検針員の予定を考慮したものではないが、その検針範囲にどのように行くかの指定は会社からはなく、どのように回るかは検針員の自由である。」(乙8)と述べていることからすると、請求人の業務遂行に当たって、会社からの明確な指揮監督があったものとは認め難い。

そして、他の検針員の担当範囲への応援に関しても、会社は「検針員に諾否の自由がある。」としているところ、請求人も「応援の依頼は前日や当日に電話であったが、応援に行けない距離の場合や都合が合わないときは断ることもあった。」と述べていることから、仕事の依頼や指示に対する諾否の自由が認められる。

以上のことからすると、請求人は、検針を行う地域やその数について、会社から一定程度の指示を受けていることは否定できないものの、業務遂行に当たっての裁量の余地は相当広く認められていると判断できるものであり、労務提供の形態としては、請負ないし準委任としての要素が強いものであり、当審査会としては、請求人が会社の指揮監督下において労働者として業務に従事していたとは認め難いものと判断する。

エ また、報酬についても、主たる部分が出来高払であり、作業件数により報

報酬が増減するものであって、労働時間に応じて支払われる性質のものとは認め難く、労務対償性は希薄であると言わざるを得ない。

オ その他、事業者性や専属性等について検討するも、請求人が会社の労働者と同様の勤務に服し、賃金を受けていたとまでは認められず、また、検針員は自らが事業者として確定申告をし、他社の業務に従事することも禁じられていないことなども加味すると、当審査会としては、請求人が労災保険法上の労働者であると判断することはできない。

(3) 請求人は、上記(2)で判断したとおり労災保険法上の労働者とは認められないことから、請求人の傷病は同法による保険給付の対象とはならず、請求人の傷病が業務上の事由によるものか否かについては、判断を要しないものであるが、念のため仮に同人が労働者であるものとして、請求人の傷病の業務起因性の有無についてみると、以下のとおりである。

ア 請求人は平成〇年〇月〇日の検針作業中に転落し、臀部を強打したもので、当初腰痛だけであったが、徐々に悪化し、頭痛、背部痛、倦怠、視覚・聴覚障害が持続するようになったと主張している。

イ しかしながら、請求人の当該主張を裏付ける客観的資料は見当たらず、同僚であるHやIの申述も曖昧であることに加え、請求人から会社へ本件事故が報告されていないことから、請求人が主張する本件事故の発生の事実を客観的に確認することはできない。

ウ したがって、どのような状況において請求人が負傷したのかが明確であるとは言えず、また、受傷したとする時期から受診まで相当期間が経過しており、医学的な因果関係も明らかではないことから、請求人が本件事故により同人が主張する傷病を負ったものと認めることはできないと言わざるを得ない。

なお、請求人らは、J医師の意見書に基づき、請求人の傷病は「平成〇年の勤務中の転落、尻もちによる衝撃が原因である可能性は極めて高い。」旨主張しているが、同医師の意見は、本件事故の存在を前提としたものであり、本件事故の発生の事実を確認できない以上、同医師の意見に基づく請求人らの主張を採用することはできない。

3 以上のとおりであるので、請求人は労災保険法上の労働者とは認められず、また、仮に労働者とみて検討しても、請求人の傷病は業務上の事由によるものとは

認められないので、監督署長が請求人に対してした休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。